

令和2年3月6日

各介護保険事業所 管理者 様

山形市福祉推進部指導監査課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係る山形市における具体的な取扱いについて

平素より、本市の介護保険事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)において、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては柔軟な取扱いを可能とし、「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」(令和元年10月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)における取扱いの考え方を参考にするよう示されていますが、当該通知において示されていない部分について、山形市においては下記の取扱いとします。本通知後に、厚生労働省等から関連する通知等が発出された場合は、その取扱いによります。

なお、現時点では、山形市から各事業所に介護保険事業に係る会議の開催等の自粛を求めるものではありませんので、通常通りの対応とするかは事業所の判断となることを申し添えます。

#### 記

#### 1 本取扱いの有効期間について

本取扱いは令和2年3月末日までの取扱いとします。

今後の状況により、取扱いを延長又は変更する必要がある場合は再度通知します。

#### 2 人員基準について

- (1) 職員の体調不良等により人員基準を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等

の取扱いは可能ですが、利用者の処遇に支障がないよう留意してください。

- (2) 子どもを持つ職員・従業者等の休暇取得等については、別添「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組みについて（要請）」（令和2年3月2日付山形県健康福祉部長寿社会政策課長事務連絡）のとおりとします。「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（令和2年2月28日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）問1の状況により人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の取扱いは可能ですが、利用者の処遇に支障がないよう留意してください。

### 3 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の開催について

基準に規定された回数行うこととされている運営推進会議及び介護・医療連携推進会議については、中止により、規定された回数を下回ったとしても基準違反となりません。

外部評価免除を受けようとする認知症対応型共同生活介護事業所は、運営推進会議において報告を予定していた内容を各委員に送付することで開催したものとみなし、外部評価免除の要件を満たしたものとします。

### 4 指定基準や介護給付費算定に係る要件について

指定基準や介護給付費算定に係る要件の緩和については次のとおりとします。

なお、本取扱いにおいては、厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日号外厚生労働省告示第95号）は大臣基準告示とします。

- (1) 指定基準やある程度の期間について判断する加算及び減算の要件については次のとおりとします。

ア 毎月行うもの若しくはそれ以上頻回に行うものについては、行ったものとみなして差し支えありません。必要に応じて代替措置を講じてください。

(例)

- ・ 居宅介護支援において、「山形市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成30年3月23日条例第1号）第16条に定める利用者のモニタリングは、電話等により行っても基準違反となりませんが、利用者の意向を尊重してください。

イ 3月ごとに行うものについては、翌月行い、間隔が4月となっても差し支えありません。

(例)

- ・ 通所介護における個別機能訓練加算について、大臣基準告示十六イ(4)に定める「(略) 3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、(略) 進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること」は、延期により、訪問の間隔が4月となっても差し支えありません。
- ・ 介護老人福祉施設において、「山形市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成30年12月21日条例第59号)第16条に定める「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催する(略)」は、延期により、開催の間隔が4月となっても基準違反となりません。

ウ 年1～2回程度行うものについては、今年度は規定された回数を下回ったとしても差し支えありませんが、規定された回数を下回る場合は来年度1回多く開催してください。

(例)

- ・ 居宅介護支援における特定事業所加算について、大臣基準告示八十四イ(12)に定める「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること」は、延期により、今年度開催できなくても差し支えありませんが、来年度2回開催してください。
- ・ 介護老人福祉施設において、「山形市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成30年12月21日条例第59号)第34条に定める「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること」は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第43号)において年2回以上開催することとされています。今年度の開催が1回となっても基準違反となりませんが、来年度3回開催してください。

エ その他

- ・ 「山形市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」(平成30年3月23日条例第1号)第16条に定めるサービス担当者会議は、文書による照会として差し支えありません。

(2) 利用者ごとに、その都度算定できる加算については、要件を満たさず算定することは認められません。

(例)

ア 居宅介護支援における退院・退所加算について、「指定居宅介護支援に要する費用の額

の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第20号)に定める面談を行っていない場合は、当該加算を算定できません。

イ 介護老人保健施設における入所前後訪問指導加算について、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日号外厚生省告示第21号)に定める「当該者が退所後生活する居宅を訪問(略)」を行っていない場合は、当該加算を算定できません。

5 本取扱いにより中止または延期したものについては、適切に記録してください。また、適切に居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに連絡してください。

6 やむを得ず事業所の休止を検討する場合は、指導監査課に事前に相談してください。